

令和2年度 第1回板倉区地域協議会 次第

日時：令和2年5月14日(木)

午後6時～

場所：板倉コミュニティプラザ

201・202会議室

1 開 会

2 地域協議会委員任命書の交付

3 自己紹介

4 制度説明（地域自治区、地域協議会、地域活動支援事業）

5 協 議

（1）会長及び副会長の選任について

（2）地域協議会の運営等について（資料1～5）

- ・会議の座席順について

～ 休憩・座席の入替 ～

- ・自主的審議事項の提出方法について
- ・会議の招集に必要な委員の数について
- ・会議の招集について
- ・会議傍聴者の受入可能数について
- ・会議録の確認者について
- ・諮問案件における書面審議について
- ・地域協議会だより編集方法について
- ・部会の構成について

（3）令和2年度地域活動支援事業について（資料6、7）

- ・令和2年度地域活動支援事業の概要について
- ・令和2年度地域活動支援事業の日程調整について

（4）自主的審議事項の引継ぎについて（資料8）

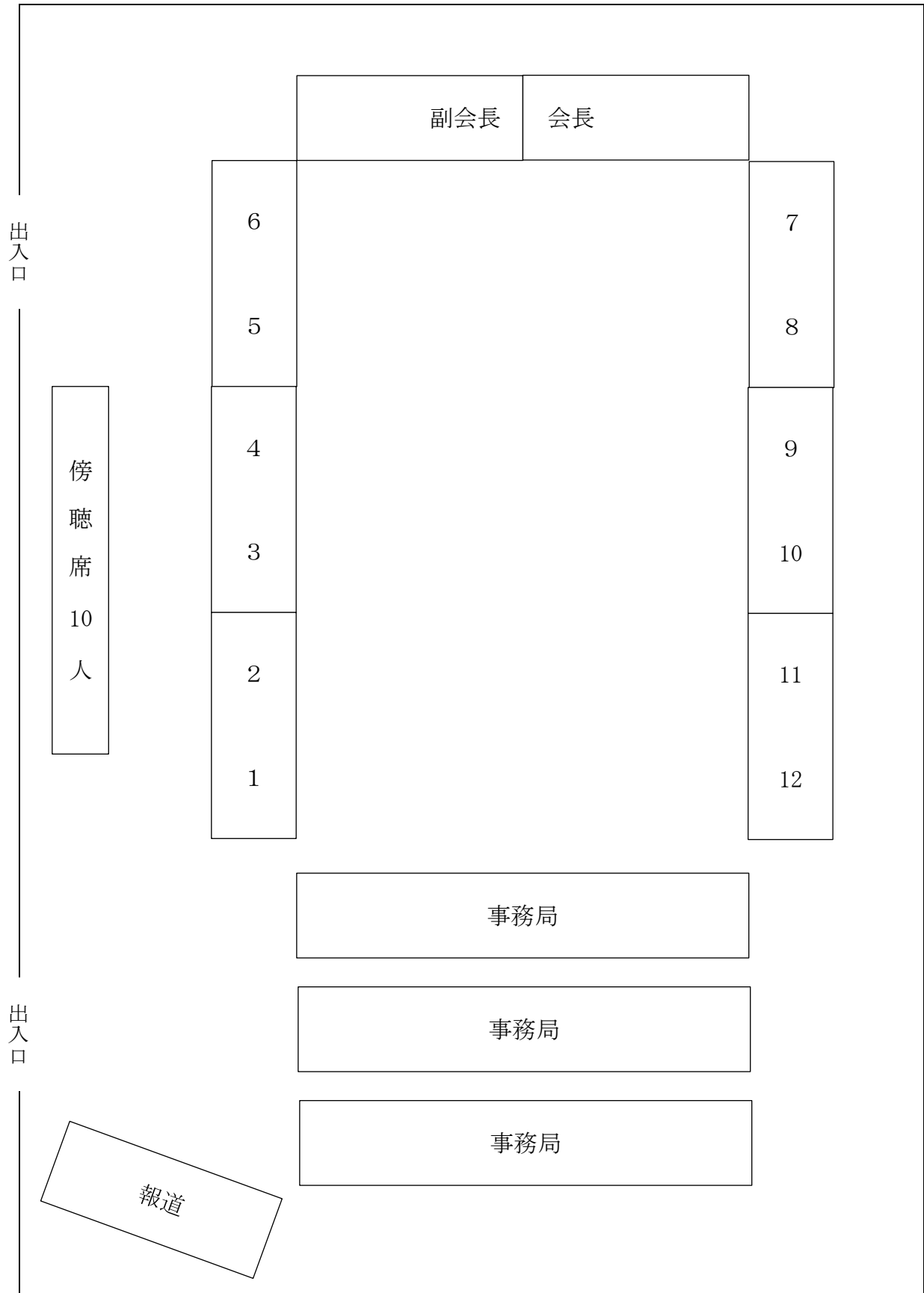
6 その他

- ・令和2年度板倉区における主な事業について（資料9）

7 閉 会

- ・次回（第2回板倉区地域協議会） 月 日（ ） 時～
板倉コミュニティプラザ 201・202会議室

板倉区地域協議会 配置図



令和2年度～令和5年度 板倉区地域協議会

席 順	
座席順	氏 名
会 長	
副会長	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	

部会の構成	
部 会	氏 名
地域振興部会	
健康福祉部会	
産業建設部会	

地域協議会だより編集委員	
年 度	氏名
令和2年度	
令和3年度	
令和4年度	
令和5年度	

第 1 回地域協議会の審議事項

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
正・副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「設置条例」という。）第 6 条	会 長 1 名 副会長 2 名 → 1 名 (H28, H29) (H30, R1)	会 長 _____ 副会長 _____
会議の座席順	会長、副会長を除外して抽選	
自主的審議事項の提出方法	協議事項の提出票を会議開催日までに会長に提出する。	
会議の招集請求に必要な委員数 ※設置条例第 8 条第 1 項第 2 号	4 人以上	_____ 人
会議の開催日時	(日程) 平日（会議開催時に次回開催日を決定）	
	(開始時刻) 午後 6 時	
	(会場) 板倉コミュニティプラザ	
会議の傍聴人	(定員) 10 人	
会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第 5 条第 2 項	会長、副会長を除外して、座席順による輪番 1 名	
書面による審議	(実施の条件)	
	(実施の判断)	
	(表決)	

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
地域協議会だよりの編集方法	(編集委員) 編集委員 4 名 座席順	
	(発行回数・時期) 年 3 回 6 月(7 月)、10 月(11 月)、2 月(3 月)発行	
	(編集方法など) 編集会議を開催して内容審議	
正副会長の任期	2 年 (再任は妨げない)	
部会の設定	設置する部会 ・ 地域振興部会 ・ 健康福祉部会 ・ 産業建設部会 ・ 地域活動支援事業審査基準検討部会	
	全委員がいずれかの部会に所属し、各部会で座長を選出する。	
	地域活動支援事業審査基準検討部会は、正副会長のほか、各部会から 1 名ずつ選出する。	

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

(地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法)

第 6 条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議(以下「会議」という。)において、委員のうちから選任し、又は解任する。

(会議)

第 8 条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前 3 項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

(会議録)

第 5 条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

板倉区地域協議会運営に関する内規

- 1 この内規は、上越市地域自治区の設置に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条第 4 項の規定などにより、板倉区地域協議会の運営に関し必要な事項を定める。
- 2 条例第 7 条第 1 項の必要と認める事項については次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 自主的に協議したい事項のある委員は、書面により会議開催日までに会長に届出るものとする。
 - (2) 会長は、(1)の届出があった場合は、会議に諮り自主的に協議する事項としかどうかを決定する。
- 3 条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定による会議の招集は、4 人以上の委員から請求があった場合とする。
- 4 会議の招集は、平日の夜間の概ね午後 6 時を原則とする。ただし、協議に時間を要すると見込まれる場合並びに緊急の場合はこの限りでない。
- 5 会議は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議する事項を示して招集するものとする。
- 6 招集に応ずることのできない委員は、その事由を示して会議開催前までに会長に届出なければならない。
- 7 会議の座席は、別紙座席順のとおりとする。
- 8 上越市審議会等の会議の公開に関する条例第 9 条第 2 項に規定する傍聴人の定員は 10 人とする。
- 9 上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第 5 条第 2 項に規定する会議録の確認は、1 名とし、会議ごとに会長副会長を除く座席順による輪番で行う。
- 10 その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定し定めるものとする。

この内規は、平成 17 年 2 月 27 日から施行する。

この内規は、平成 17 年 6 月 28 日から施行する。

この内規は、平成 18 年 2 月 16 日から施行する。

この内規は、平成 20 年 5 月 18 日から施行する。

この内規は、平成 24 年 5 月 30 日から施行する。

この内規は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

地域協議会だより編集に関する申し合わせ事項

- 1 編集委員は、会長、副会長を除く委員があたる。座席順1番から順に4名が年度ごとに交代する。編集委員長、副委員長は、互選により決定する。

諮問案件における書面審議について

1 書面審議に関する事項を定める理由

- ・ 地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項で定める事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。(例外規定なし)
- ・ 一方で、地域協議会が開催できないことを理由に、諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞を招き、関係者との関係を損ね、財政面での負担が生じる要因ともなりえる。
- ・ これらのことを踏まえ、必要な地域協議会としての意見をまとめ、市政に反映するための手法として、書面による審議とするもの。

2 書面審議の方法

- ・ 地域協議会は、各分野の専門家で構成する審議会等と異なり、様々な立場の委員が意見を出し合いながら結論を導き出す場であることを鑑み、できるだけ会議を開催した場合と同等の判断を各委員ができるよう、次の流れを基本的な手順とする。
 - ① 諮問に関する資料を委員へ送付
 - ② 委員から質問を受付、事務局で質問を集約し、担当課へ照会
 - ③ 各委員が提出した質問及びその回答を全委員で共有
 - ④ 各委員が諮問事項の可否を表明
 - ⑤ 事務局が可否を集約した結果及び答申案を各委員に提示（必要に応じて正副会長等の事前確認）
 - ⑥ 市へ答申
- ・ 附帯意見は、下記 3 (3) で定めた方法により取り扱う。

3 会議の運営に関する事項として定めてもらいたいこと

(1) 書面審議を実施する条件

- 【案】・ 委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合
 - ・ 前項の場合により、当該案件について、会議を招集し、審議するいとまがない場合
 - ・ その他、前 2 項に類するとして会長が認める場合

(2) 書面審議の実施に係る判断

- 【例】① 会長が決定（会長に一任）
- ② 正副会長の協議により、会長が決定
- ③ 過半数の委員が書面議決に賛同した場合

(3) 書面審議の表決

- 【案】・ 委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす
 - ・ 前項において、可否同数のときは、会長の決するところによる
 - ・ 【例】 附帯意見の取扱については、
 - ① 会長が決定する（会長に一任）
 - ② 正副会長の協議により、会長が決定する
 - ③ 意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明することとする

4 その他

- ・ このほか、書面による審議が必要な案件については、諮問案件に準じた方法により審議を行ってください。

地域協議会活動内訳

	H28	H29	H30	R1	計
協議会	13回	10回	9回	13(14)回	45(46)回
勉強会	3回	4回	3回	4回	18回
専門部会	8回	9回	4回	7回	28回
視察研修	1回	1回	1回	1回	4回
4区合同研修	—	—	1回	1回	2回
意見交換会	6回	4回	—	—	2回
報告会	1回	1回	1回	1回	4回
計	32回	29回	19回	27(28)回	111(112)回
活動回数	2.7回/月	2.4回/月	1.6回/月	2.25回/月	2.3回/月
たより発行	3回	3回	3回	3回	12回

- ・ 諮問件数 9件
- ・ 意見書 1件
- ・ 協議会への出席率 96%
- ・ 自主的審議事項 6件
- ・ 報告書 1件

地域協議会活動報告

○板倉区地域協議会委員

任期：平成28年4月29日～令和2年4月28日（第4期）

	氏名	役職	所属部会
1	平井達夫	会長	健康福祉部会 地域活動支援事業審査基準検討部会
2	小林良一	副会長	産業建設部会 地域活動支援事業審査基準検討部会
3	北折佳司	委員	地域振興部会
4	上野きみえ	委員	健康福祉部会 地域活動支援事業審査基準検討部会（座長）
5	島田信繁	委員	産業建設部会
6	西田節夫	委員	地域振興部会（座長）
7	新井清三	委員	健康福祉部会 地域活動支援事業審査基準検討部会
8	古海誠一	委員	産業建設部会（座長）
9	福崎幸一	委員	産業建設部会
10	島田正美	委員	産業建設部会
11	古川政繁	委員	産業建設部会
12	増村眞一	委員	地域振興部会
13	徳永妙子	委員	健康福祉部会（座長）
14	長藤豊	委員	地域振興部会 地域活動支援事業審査基準検討部会

地域協議会活動報告総括（地域協議会の開催状況）

【平成 28 年度地域協議会】

◆第 1 回板倉区地域協議会（H28. 5. 13 委員 14 人中 13 人出席）

○協議

- (1) 地域協議会に係る諸事項の確認について
 - ・会長及び副会長の選任及び解任の方法について
 - ・地域協議会の権限について
 - ・会議の運営等について
- (2) 会長及び副会長の選任について
- (3) 地域協議会の運営等について
 - ・会議の座席順について
 - ・自主的審議事項の提出方法について
 - ・会議の招集に必要な委員の数について
 - ・会議の招集について
 - ・会議傍聴者の受入可能数について
 - ・会議録の確認者について
 - ・地域協議会だより編集方法について
- (4) 平成 28 年度地域活動支援事業について
 - ・地域活動支援事業の概要について
 - ・平成 28 年度地域活動支援事業の流れについて
- (5) その他
 - ・自主的審議事項の引継ぎについて
 - ・平成 28 年度板倉区における主な事業について

◆第 2 回板倉区地域協議会（H28. 5. 24 委員 14 人中 14 人出席）

○協議

- (1) 地域活動支援事業について
 - ・板倉区に係る平成 28 年度板倉区地域活動支援事業の審査について
 - ・平成 28 年度板倉区地域活動支援事業採択方針等について
 - ・板倉区地域活動支援事業採択方針等新旧対照表について
- (2) 地域活動支援事業ヒアリングについて
 - ・地域活動支援事業ヒアリング事業一覧（割振表）
- (3) その他
 - ・平成 28 年度地域活動支援事業採点表について
 - ・地域活動支援事業の審査等についての要望事項
 - ・部会の編成について

◆第 3 回板倉区地域協議会（H28. 6. 1 委員 14 人中 14 人出席）

○協議

- (1) 地域活動支援事業の審査について

(2) その他

- ・板倉区地域協議会運営に関する内規について
- ・部会の編成について

◆第4回板倉区地域協議会（H28. 6. 21 委員 14 人中 14 人出席）

○協議

- (1) 板倉区の小学校の在り方 について
- (2) その他
 - ・板倉区の概要について

◆第5回板倉区地域協議会（H28. 7. 27 委員 14 人中 14 人出席）

○報告

- (1) 新井頸南広域行政組合の解散について

○協議

- (1) 板倉区の小学校の在り方 について
- (2) 自主的に協議したい事項について
- (3) その他
 - ・上越市地域活動支援事業補助金変更承認申請書について
 - ・地域協議会委員の勤務先への協力要請について

◆第6回板倉区地域協議会（H28. 8. 25 委員 14 人中 14 人出席）

○報告

- (1) 新井頸南広域行政組合の解散に関する説明会の開催状況について

○協議

- (1) 自主的審議事項について
 - ・自然再生エネルギーを活用した小型水車発電設備の設置について
- (2) 視察研修について
- (3) その他

◆第7回板倉区地域協議会（H28. 9. 28 委員 14 人中 14 人出席）

○協議

- (1) 地域協議会又は地域活動支援事業に係る課題及び改善策の取りまとめについて
- (2) 自主的審議事項について
- (3) 板倉区の小学校の在り方について
- (4) 視察研修について
- (5) その他

○その他

◆第8回板倉区地域協議会（H28. 10. 25 委員 14 人中 13 人出席）

○報告

- (1) 公民館の再配置及び公民館事業に関する考え方について

○協議

- (1) 地域協議会又は地域活動支援事業に係る課題及び改善策の取りまとめについて
- (2) 自主的審議事項について

(3) 板倉区の小学校の在り方について

(4) その他

○その他

◆第9回板倉区地域協議会（H28. 11. 28 委員 14人中 14人出席）

○協議

(1) 諮問事項について

- ・ 諮問第 116 号 上越市立板倉地区公民館針分館の廃止について
- ・ 諮問第 117 号 上越市立板倉地区公民館豊原分館の廃止について
- ・ 諮問第 118 号 上越市立板倉地区公民館宮島分館の廃止について
- ・ 諮問第 119 号 上越市立板倉地区公民館山部分館の廃止について

(2) 自主的審議事項について

(3) 地域活動支援事業審査基準検討部会の設置について

(4) 板倉区の小学校の在り方に関する検討結果について

(5) その他

○その他

- ・ 平成 28 年度冬期道路交通確保除雪計画について
- ・ 板倉区内バス路線の見直しについて
- ・ 町内会長訪問集計結果について

◆第10回板倉区地域協議会（H28. 12. 22 委員 14人中 14人出席）

○報告

(1) 答申に対する市の方針決定について

- ・ 諮問第 116 号 上越市立板倉地区公民館針分館の廃止について
- ・ 諮問第 117 号 上越市立板倉地区公民館豊原分館の廃止について
- ・ 諮問第 118 号 上越市立板倉地区公民館宮島分館の廃止について
- ・ 諮問第 119 号 上越市立板倉地区公民館山部分館の廃止について

○協議

(1) 自主的審議事項について

(2) 板倉区の小学校の在り方について

(3) 自主的に協議したい事項について

(4) その他

○その他

◆第11回板倉区地域協議会（H29. 1. 23 委員 14人中 12人出席）

○報告

- ・ 新井頸南広域行政組合の解散に伴う各種業務変更について

○協議

(1) 自主的審議事項について

(2) 平成 29 年度地域活動支援事業採択方針等（案）について

(3) 地域活動支援事業活動報告会の開催（案）について

(4) その他

○その他

◆第12回板倉区地域協議会（H29.2.23 委員14人中14人出席）

○協議

- (1) 自主的審議事項について
- (2) 板倉区の小学校の在り方について
- (3) 地域活動支援事業活動報告会について
- (4) その他

○その他

◆第13回板倉区地域協議会（H29.3.23 委員14人中14人出席）

○板倉区小学校の在り方に関する報告書の提出について

○協議

- (1) 自主的審議事項について
- (2) 板倉区の小学校の在り方について
- (3) 地域活動支援事業活動報告会について
- (4) その他

○その他

【平成28年度 地域協議会勉強会】

◆板倉区地域協議会第1回勉強会（H28.5.20 委員14人中12人出席）

○地域活動支援事業現地確認

◆板倉区地域協議会第2回勉強会（H29.1.23 委員14人中12人出席）

○協議

- ・板倉区の小学校の在り方について

◆板倉区地域協議会第3回勉強会（H29.3.8 委員14人中14人出席）

○協議

- ・板倉区の小学校の在り方について

【平成28年度 地域協議会専門部会】

◆第1回地域振興部会（H29.1.20 部員4人中3人出席）

○協議

- ・自主的審議事項について

◆第1回健康福祉部会（H28.11.9 部員4人中4人出席）

○協議

- ・すこやかサロンについて

◆第2回健康福祉部会（H28.11.16 部員4人中4人出席）

○協議

- ・上越市が抱えている健康・福祉の問題について ほか

◆第3回健康福祉部会（H29.2.6 部員4人中3人出席）

○協議

- ・第1回地域ケア会議について

◆第1回産業建設部会（H28.8.22 部員6人中6人出席）

○協議

- ・自主的審議事項について

- ◆第2回産業建設部会（H28.9.26 部員6人中4人出席）
 - 協議
 - ・自主的審議事項について
- ◆第1回地域活動支援事業審査基準検討部会（H28.12.22 部員5人中5人出席）
 - 協議
 - (1) 部会長の選出
 - (2) 平成29年度地域活動支援事業採択方針等（案）について
 - (3) 地域活動支援事業に係る課題及び改善策について
 - (4) スケジュール
- ◆第2回地域活動支援事業審査基準検討部会（H29.1.17 部員5人中4人出席）
 - 協議
 - (1) 平成29年度地域活動支援事業採択方針等（案）について
 - (2) 地域活動支援事業に係る課題及び改善策について
- 【平成28年度 その他会議】**
- ◆平成28年度第1回豊原校区意見交換会（H28.7.22 委員14人中12人出席）
 - ・参加者32人：豊原地区連絡協議会長、町内会長、副町内会長等
 - 板倉区の小学校の在り方について
- ◆板倉区の小学校の在り方に関する検討結果報告会（宮嶋小学校区）（H28.12.12 委員14人中10人出席）
 - ・参加者42人：宮島地区連絡協議会長、町内会長ほか地域住民
 - 板倉区の小学校の在り方に関する検討結果について
- ◆板倉区の小学校の在り方に関する検討結果報告会（針小学校区）（H28.12.14 委員14人中13人出席）
 - ・参加者8人：針地区連絡協議会長、町内会長ほか地域住民
 - 板倉区の小学校の在り方に関する検討結果について
- ◆板倉区の小学校の在り方に関する検討結果報告会（豊原小学校区）（H28.12.20 委員14人中12人出席）
 - ・参加者18人：豊原地区連絡協議会長、町内会長ほか地域住民
 - 板倉区の小学校の在り方に関する検討結果について
- ◆板倉区の小学校の在り方に関する検討結果報告会（山部小学校区）（H28.12.21 委員14人中14人出席）
 - ・参加者38人：山部地区連絡協議会長、町内会長ほか地域住民
 - 板倉区の小学校の在り方に関する検討結果について
- ◆平成28年度地域活動支援事業活動報告会（H29.3.23 委員14人中14人出席）
 - ・参加者27人
 - 平成28年度地域活動支援事業の活動発表
 - ・発表団体11団体
 - 平成29年度地域活動支援事業の採択方針等について

【平成 29 年度 地域協議会】

◆第 1 回板倉区地域協議会（H29. 4. 25 委員 14 人中 13 人出席）

○協議

- (1) 自主的審議事項について
- (2) 平成 29 年度活動支援事業について
- (3) その他

○その他

- ・平成 29 年度板倉区における主な事業について
- ・地域協議会だよりの編集について

◆第 2 回板倉区地域協議会（H29. 5. 23 委員 14 人中 14 人出席）

○協議

- (1) 地域活動支援事業について
 - ・平成 29 年度板倉区地域活動支援事業採択方針等について
 - ・平成 29 年度地域活動支援事業採点表について
- (2) 地域活動支援事業ヒアリングについて
 - ・地域活動支援事業ヒアリング事業一覧（割振表）
- (3) その他

○その他

◆第 3 回板倉区地域協議会（H29. 5. 31 委員 14 人中 14 人出席）

○協議

- (1) 地域活動支援事業の審査について
- (2) その他

○その他

◆第 4 回板倉区地域協議会（H29. 6. 28 委員 14 人中 14 人出席）

○協議

- (1) 自主的審議事項について
- (2) その他

○その他

- ・平成 29 年度板倉区の主な事業について

◆第 5 回板倉区地域協議会（H29. 7. 24 委員 14 人中 14 人出席）

○協議

- (1) 自主的審議事項について
- (2) 視察研修について
- (3) その他

○その他

◆第 6 回板倉区地域協議会（H29. 8. 24 委員 14 人中 14 人出席）

○協議

- (1) 視察研修について
- (2) その他

○その他

◆第7回板倉区地域協議会（H29.9.28 委員14人中13人出席）

○協議

- (1) 視察研修について
- (2) 自主的審議事項について
 - ・小学校の在り方について
- (3) その他

○その他

- ・地域活動支援事業の変更交付申請について（報告）

◆第8回板倉区地域協議会（H29.10.26 委員14人中14人出席）

○協議

- (1) 自主的審議事項について
 - ・小学校の在り方について
- (2) その他

○その他

- ・地域包括支援センターの再配置について
- ・地域協議会視察研修の報告について

◆第9回板倉区地域協議会（H29.12.14 委員14人中13人出席）

○協議

- (1) 自主的審議事項について
 - ・小学校の在り方について
- (2) その他

○その他

◆第10回板倉区地域協議会（H30.2.6 委員14人中12人出席）

○協議

- (1) 地域活動支援事業について
 - ・平成30年度の板倉区採択方針について
 - ・地域活動支援事業報告会について
- (2) 自主的審議事項について
 - ・小学校の在り方について
- (3) その他

○その他

- ・板倉区所管4区の台風21号による被害状況について
- ・平成30年度地域活動フォーラムについて

【平成29年度 地域協議会勉強会】

◆板倉区地域協議会第1回勉強会（H29.5.23 委員14人中14人出席）

○地域活動支援事業現地確認

◆板倉区地域協議会第2回勉強会（H29.6.28 委員14人中14人出席）

○協議

- ・板倉区の小学校の在り方について

- ◆板倉区地域協議会第3回勉強会（H29.8.24 委員14人中14人出席）
 - 協議
 - ・板倉区の小学校の在り方について
- ◆板倉区地域協議会第4回勉強会（H30.2.6 委員14人中12人出席）
 - 協議
 - ・板倉区の小学校の在り方について
- 【平成29年度 地域協議会専門部会】**
- ◆第1回地域振興部会（H29.4.15 部員4人中3人出席）
 - 協議
 - ・自主的審議事項について
- ◆第2回地域振興部会（H29.7.20 部員4人中4人出席）
 - 協議
 - ・自主的審議事項について
- ◆第1回健康福祉部会（H29.7.6 部員4人中4人出席）
 - 協議
 - ・自主的審議事項について
- ◆健康福祉部会視察（H29.8.28 部員4人中3人出席）
 - ・中郷区すこやかサロン視察
- ◆第2回健康福祉部会（H29.9.5 部員4人中3人出席）
 - 協議
 - (1) 路線バス乗降調査結果について
 - (2) 板倉区の地域支え合い事業について
- ◆健康福祉部会視察（H29.10.11 部員4人中4人出席）
 - ・板倉区すこやかサロン視察
- ◆第1回産業建設部会（H29.6.7 部員6人中5人出席）
 - 光ヶ原高原現地確認
 - 協議
 - ・現地確認を受けての自主的審議
- ◆第2回産業建設部会（H29.6.19 部員6人中4人出席）
 - 協議
 - ・光ヶ原高原の活性化について
- ◆第1回地域活動支援事業審査基準検討部会（H29.12.14 部員5人中5人出席）
 - 協議
 - (1) 地域活動支援事業に係る課題及び改善策について
 - (2) スケジュール
- ◆第2回地域活動支援事業審査基準検討部会（H30.1.18 部員5人中5人出席）
 - 協議
 - (1) 平成30年度地域活動支援事業採択方針等（案）について
 - (2) 地域活動支援事業に係る課題及び改善策について

【平成 29 年度 その他会議】

- ◆板倉区の小学校の在り方についての説明会（豊原校区）（H29. 11. 17 委員 14 人中 10 人出席）
 - ・参加者 13 人：豊原地区連絡協議会長、町内会長ほか地域住民
- 板倉区地域協議会における協議結果の説明
- ◆板倉区の小学校の在り方についての説明会（山部校区）（H29. 11. 18 委員 14 人中 12 人出席）
 - ・参加者 28 人：山部地区連絡協議会長、町内会長ほか地域住民
- 板倉区地域協議会における協議結果の説明
- ◆板倉区の小学校の在り方についての説明会（針校区）（H29. 11. 28 委員 14 人中 13 人出席）
 - ・参加者 28 人：針地区連絡協議会長、町内会長ほか地域住民
- 板倉区地域協議会における協議結果の説明
- ◆板倉区の小学校の在り方についての説明会（宮嶋校区）（H29. 11. 29 委員 14 人中 14 人出席）
 - ・参加者 38 人：宮島地区連絡協議会長、町内会長ほか地域住民
- 板倉区地域協議会における協議結果の説明
- ◆平成 29 年度地域活動支援事業活動報告会（H30. 3. 22 委員 14 人中 14 人出席）
 - ・参加者 34 人
- 平成 29 年度地域活動支援事業の活動発表
 - ・発表団体 13 団体
- 平成 30 年度地域活動支援事業の採択方針等について

【平成 30 年度 地域協議会】

- ◆第 1 回板倉区地域協議会（H30. 4. 20 委員 14 人中 13 人出席）
 - 協議
 - (1) 平成 30 年度地域活動支援事業について
 - (2) 地域協議会の席順等について
 - (3) その他
 - その他
- ◆第 2 回板倉区地域協議会（H30. 5. 22 委員 14 人中 14 人出席）
 - 報告
 - ・板倉区の小学校の在り方に関する意見書の回答について
 - 協議
 - (1) 地域活動支援事業ヒアリングについて
 - ・平成 30 年度板倉区地域活動支援事業採択方針等について
 - ・地域活動支援事業ヒアリング事業一覧（割振表）
 - (2) その他
 - その他

- ◆第3回板倉区地域協議会（H30.5.30 委員14人中13人出席）
 - 協議
 - (1) 地域活動支援事業の審査について
 - (2) その他
 - その他
- ◆第4回板倉区地域協議会（H30.6.28 委員14人中14人出席）
 - 報告
 - ・板倉区の小学校の統合に向けたスケジュール（案）について
 - ・次期総合公共交通計画の策定について
 - 協議
 - (1) 地域協議会委員視察研修について
 - (2) その他
 - その他
 - ・地域活動支援事業提案書の修正について
 - ・地域活動支援事業の2次募集について
- ◆第5回板倉区地域協議会（H30.7.19 委員14人中13人出席）
 - 協議
 - (1) 地域活動支援事業のヒアリングについて
 - (2) 地域協議会委員視察研修について
 - (3) 地域活動支援事業の審査について
 - (4) その他
 - その他
- ◆第6回板倉区地域協議会（H30.9.27 委員14人中13人出席）
 - 報告
 - ・板倉区の小学校の統合に向けた保護者説明会の結果について
 - 協議
 - (1) 地域協議会委員視察研修について
 - (2) その他
 - その他
- ◆第7回板倉区地域協議会（H30.11.27 委員14人中12人出席）
 - 報告
 - (1) 経塚斎場使用料の補助制度について
 - (2) 地域協議会会長会議の結果について
 - 協議
 - (1) 平成31年度地域活動支援事業について
 - (2) その他
 - その他
- ◆第8回板倉区地域協議会（H31.2.5 委員14人中14人出席）
 - 報告
 - (1) 諮問除外事項について

・上越市板倉保養センター条例の一部改正について

(2) 板倉区の小学校の統合について

○協議

(1) 平成 31 年度地域活動支援事業について

(2) 平成 30 年度地域活動支援事業報告会について

(3) その他

○その他

・「ふしんの里記念館」と「板倉保養センター」の営業時間変更について

◆第 9 回板倉区地域協議会 (H31. 3. 25 委員 14 人中 13 人出席)

○報告

・第 6 次行政改革推進計画及び事務事業評価の結果について

○協議

(1) 自主的審議事項について

(2) その他

○その他

【平成 30 年度 地域協議会勉強会】

◆板倉区地域協議会第 1 回勉強会 (H30. 5. 10 委員 14 人中 14 人出席)

○協議

・地域協議会活動支援事業の審査方法について

◆板倉区地域協議会第 2 回勉強会 (H30. 5. 22 委員 14 人中 12 人出席)

○地域活動支援事業現地確認

◆板倉区地域協議会第 3 回勉強会 (H31. 3. 25 委員 14 人中 13 人出席)

○協議

・自主的審議事項について

【平成 30 年度 地域協議会専門部会】

◆第 1 回健康福祉部会 (H30. 8. 9 部員 4 人中 4 人出席)

○協議

・公共交通についての地域の課題・改善策等アンケートについて

・その他

◆地域活動支援事業審査基準検討部会 (臨時) (H30. 7. 9 部員 5 人中 5 人出席)

○協議

・地域活動支援事業の目的・効果に照らした検証・検討等について

◆第 1 回地域活動支援事業審査基準検討部会 (H30. 12. 19 部員 5 人中 5 人出席)

○協議

(1) 平成 31 年度地域活動支援事業採択方針等 (案) について

(2) スケジュール

◆第 2 回地域活動支援事業審査基準検討部会 (H31. 1. 17 部員 5 人中 5 人出席)

○協議

(1) 平成 31 年度地域活動支援事業の板倉区採択方針等 (案) について

【平成 30 年度 その他会議】

- ◆平成 30 年度地域活動支援事業活動報告会（H31. 3. 14 委員 14 人中 13 人出席）
 - ・参加者 46 人
- 平成 30 年度地域活動支援事業の活動発表
 - ・発表団体 12 団体
- 平成 31 年度地域活動支援事業の採択方針等について

【令和元年度 地域協議会】

- ◆第 1 回板倉区地域協議会（H31. 4. 18 委員 14 人中 14 人出席）
 - 協議
 - (1) 平成 31 年度地域活動支援事業について
 - (2) その他
 - その他
 - ・平成 31 年度板倉区における主な事業について
- ◆第 2 回板倉区地域協議会（R1. 5. 21 委員 14 人中 14 人出席）
 - 協議
 - (1) 地域活動支援事業のヒアリングについて
 - ・令和元年度板倉区地域活動支援事業採択方針等について
 - ・地域活動支援事業ヒアリング事業一覧（割振表）
 - ・令和元年度板倉区地域活動支援事業採点表
 - (2) その他
 - その他
- ◆第 3 回板倉区地域協議会（R1. 5. 30 委員 14 人中 134 人出席）
 - 協議
 - (1) 地域活動支援事業の審査について
 - (2) その他
 - その他
- ◆第 4 回板倉区地域協議会 R1. 6. 19 委員 14 人中 13 人出席）
 - 報告
 - (1) 板倉区の小学校の統合について
 - (2) 次期総合公共交通計画の策定について
 - 協議
 - (1) 地域協議会委員視察研修について
 - (2) その他
 - その他
- ◆第 5 回板倉区地域協議会（R1. 7. 18 委員 14 人中 13 人出席）
 - 協議
 - (1) 地域活動支援事業のヒアリングについて
 - ・令和元年度板倉区地域活動支援事業採択方針等について
 - ・地域活動支援事業追加募集ヒアリング事業一覧（割振表）

・令和元年度板倉区地域活動支援事業追加募集採点表

(2) その他

○その他

◆第6回板倉区地域協議会（R1. 7. 24 委員 14人中 13人出席）

○報告

・ガス水道局南部営業所及び中郷区営業所の移転・統合について

○協議

- (1) 地域活動支援事業の審査について
- (2) 地域協議会委員視察研修について
- (3) 令和元年度地域活動支援事業の検証について
- (4) その他

○その他

◆第7回板倉区地域協議会（R1. 7. 30 委員 14人中 13人出席）

○報告

・板倉区の小学校の統合について

○その他

◆第8回板倉区地域協議会（R1. 8. 21 委員 14人中 13人出席）

○諮問

・諮問第120号 板倉区の小学校の統合について

○協議

- (1) 令和元年度地域活動支援事業の検証について
- (2) その他

○その他

◆第9回板倉区地域協議会（R1. 9. 18 委員 14人中 12人出席）

○協議

- (1) 地域協議会委員視察研修について
- (2) その他

○その他

◆第10回板倉区地域協議会（R1. 10. 17 委員 14人中 14人出席）

○諮問

・諮問第121号 上越市板倉運動広場照明設備の廃止について

○その他

◆第11回板倉区地域協議会（R1. 11. 14 委員 14人中 13人出席）

○報告

- (1) 公の施設の使用料改定について
- (2) 今後の「公の施設の再配置計画」の取組について
- (3) 次期総合公共交通計画の策定について
- (4) 総合事務所時間外受付の見直しについて
- (5) 地域協議会会長会議の結果について
- (6) 第1回板倉小学校設置推進協議会の結果について

○協議

- ・令和2年度地域活動支援事業について

○その他

◆第12回板倉区地域協議会（R2.1.8 委員14人中13人出席）

○報告

- ・総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

○諮問

- (1) 諮問第122号 板倉地区公民館筒方分館の廃止について
- (2) 諮問第123号 板倉地区公民館寺野分館の廃止について
- (3) 諮問第124号 板倉地区公民館菰立分館の廃止について

○協議

- (1) 令和2年度地域活動支援事業について
- (2) 地域協議会活動報告会について

○その他

◆第13回板倉区地域協議会（R2.2.6 委員14人中13人出席）

○協議

- (1) 令和2年度地域活動支援事業の板倉区採択方針等（案）について
- (2) 地域協議会活動報告会について
- (3) 次期地域協議会への引継ぎについて

○その他

◆第14回板倉区地域協議会（予定）（R2.3.25）

【令和元年度 地域協議会勉強会】

◆板倉区地域協議会第1回勉強会（R1.5.7 委員14人中12人出席）

○有恒高校関係者との意見交換

○協議

◆板倉区地域協議会第2回勉強会（R1.5.21 委員14人中14人出席）

○地域活動支援事業現地確認

◆板倉区地域協議会第3回勉強会（R1.7.18 委員14人中12人出席）

○地域活動支援事業追加募集現地確認

◆板倉区地域協議会第4回勉強会（R2.2.6 委員14人中13人出席）

○報告

- ・市が所有する温浴・宿泊施設等の有効活用について

【令和元年度 地域協議会専門部会】

◆第1回地域振興部会（R2.1.14 部員4人中2人出席）

○協議

- ・自主的審議事項について

◆第1回健康福祉部会（R2.1.20 部員4人中4人出席）

○協議

- ・自主的審議事項について

- ◆第1回産業建設部会（R1. 8. 6 部員 6 人中 6 人出席）
 - 協議
 - ・自主的審議事項について
- ◆第2回産業建設部会（R2. 1. 21 部員 6 人中 3 人出席）
 - 協議
 - ・自主的審議事項について
- ◆地域活動支援事業審査基準検討部会（臨時）（R1. 8. 20 部員 5 人中 5 人出席）
 - 協議
 - ・地域活動支援事業の目的・効果に照らした検証・検討等について
- ◆第1回地域活動支援事業審査基準検討部会（R1. 12. 6 部員 5 人中 5 人出席）
 - 協議
 - (1) 令和2年度地域活動支援事業採択方針等（案）について
 - (2) スケジュール
- ◆第2回地域活動支援事業審査基準検討部会（R2. 1. 23 部員 5 人中 5 人出席）
 - 協議
 - ・地域協議会活動報告会での報告について
- 【令和元年度 その他会議】**
- ◆地域協議会活動報告会（R2. 2. 24）
 - 地域協議会活動報告
 - 令和元年度地域活動支援事業の活動発表
 - ・発表団体 3 団体
 - 令和2年度地域活動支援事業について
 - 地域協議会委員の改選について
 - 質疑応答

地域協議会活動報告（総括）

担当委員	全委員
協議内容	板倉区の小学校の在り方について
協議経過	<p>【平成 27 年度までの地域協議会の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26. 7. 31 の地域協議会において、地区意見交換会で提案された、「板倉区の小学校の在り方について」を地域振興部会の自主的審議事項と決定した。 ・H26. 12. 2 に宮嶋小学校を考える会から地域協議会に要望書が提出されたことを受け、同日の地域協議会において、板倉区内の 4 小学校を統合することについて、地域協議会全体で自主審議することとした。 <p>要望概要：地域協議会において、板倉区小学校の複式学級の解消について早期実現に向け推進くださるよう要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27. 6 月に、第 1 回校區別意見交換会を実施し、上越市立小中学校適正配置基準と市内の現状について意見交換をした。（4 会場、参加者 192 人） ・H27. 8 月に、小学校や小学校入学前の保護者を対象に第 2 回校區別意見交換会を実施し、上越市立小中学校適正配置基準と市内の現状について意見交換をした。（4 会場、参加者 161 人） ・2 回の意見交換会を受けて、板倉区の小学校の在り方について 4 校区から意見をまとめてもらい、H27. 12 月末までに地域協議会へ提出してもらった。 ・H28. 2. 20 に区民を対象に開催した地域協議会活動報告会において、これまでの校區別意見交換会の概要と各校区から提出を受けた意見を報告した。（参加者 30 人） <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28. 7. 22 に板倉区内の 4 小学校を 1 校とすることに反対の意見が多い豊原小学校区との意見交換会を実施した。（参加者 50 人） ・H28. 9. 22 に、豊原校区から板倉区の小学校の在り方について、豊原小学校の存続を望む意見が地域協議会に提出された。 ・H29. 3. 23 に、これまでの検討結果をまとめ、教育委員会に対し報告書を提出した。 <p>報告書概要：地域協議会としては現段階では、住民合意の無い中、一本化を進めることは時期尚早である。</p> <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29. 4 月以降も板倉区内の小学校の複式学級の解消のため、引き続き勉強会を重ね、地域協議会の検討結果についての校區別説明会を H29. 11 月に開催した。（4 会場、参加者 107 人） <p>検討結果：複式学級の解消のため、豊原小学校は現状のままとし、針小学校、宮嶋小学校、山部小学校の 3 校を統合する。</p>

<p>協議経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の説明会を受け、4 小学校区から意見を取りまとめてもらい、H30.1 月末までに地域協議会へ提出してもらった。 4 小学校区の報告の概要：地域協議会の検討結果に賛同する。 ・各小学校区の意見を受け、地域協議会で意見書（案）を作成し、H30.3.23 に板倉区の小学校の在り方に関する意見書（案）報告会を開催し、地域住民へ報告した。（参加者 32 人） ・H30.3.28 に板倉区の小学校のあり方についての意見書を提出 意見書概要：豊原小学校は現状のままとし、複式学級の解消のため、針小学校、宮嶋小学校、山部小学校の 3 校を早期に統合する。 【平成 30 年度】 ・教育委員会から意見書に対する回答があった。 回答書概要：複式学級の解消のため、針小学校、宮嶋小学校、山部小学校の 3 校を早期に統合することについて、検討を進める。 ・小学校の統合に向けた動きについて、教育委員会から地域協議会に随時報告（H30.6.28、H30.9.27、H31.2.5） 【令和元年度】 ・小学校の統合に向けた動きについて、教育委員会から地域協議会に随時報告（R1.6.19、R1.7.30） ・R1.8.1 に地域協議会に対し、「板倉区の小学校の統合について」諮問がある。 ・R1.8.21 の地域協議会において諮問内容を協議し、全会一致で地域に及ぼす影響はないものとして回答する。 ・R1.10.17 の地域協議会において、設置予定の板倉小学校設置推進協議会への参加について協議した。 【まとめ】 ・平成 25 年 5 月から平成 28 年度末までに 4 校区（6 地区）へ地域協議会委員が出向き、意見交換会・説明会を実施した。（延べ 19 回、延べ参加者 838 人） ・小学校の在り方について、平成 25 年から平成 29 年度末までに地域協議会以外に自主的に委員の勉強会を計 7 回実施した。
<p>協議結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 3 月 28 日付で上越市に対し意見書を提出した。 ・令和元年 8 月 1 日付で諮問があり、令和元年 8 月 22 日付で、地域住民の生活に影響はないものとして回答した。 ※針小学校、宮嶋小学校、山部小学校を令和 3 年 3 月 31 日に廃止し、令和 3 年 4 月 1 日に板倉小学校を新たに設置する。（校舎は針小学校校舎を使用する。豊原小学校については、今後の統合を見据え、保護者等との検討を継続するとともに、板倉小学校との合同授業等を通じた交流を促進し、一体感の更なる醸成を図る。） ・R1.11.8 に板倉小学校の新しい学校づくりに必要な協議・調整を行う、第 1 回板倉小学校設置推進協議会が開催され、平井会長がオブザーバーとして参加した。（第 2 回 R1.12.17、第 3 回 R2.2.18 開催）

地域協議会活動報告（総括）

担当委員	全委員
協議内容	4区（牧区、中郷区、板倉区、清里区）地域協議会委員合同研修会の開催
協議経過	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3.16に牧区、中郷区、清里区、板倉区地域協議会委員の第1回合同研修会開催に向けた4区正副会長による打ち合わせ会を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各区地域協議会の協議状況の確認 ▶ 合同研修会のテーマ・講師について協議 ・H30.7.11板倉コミュニティプラザを会場に、第1回4区（牧区、中郷区、板倉区、清里区）地域協議会委員合同研修会を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ テーマ：中山間地域の振興 ▶ 講師：特定非営利活動法人地域おこし 理事・事務局長 多田 朋孔 様 ▶ 演題：地域の未来は自分たちで創る！池谷集落の取り組みより ▶ 質疑応答 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.1.31に牧区、中郷区、清里区、板倉区地域協議会委員の第2回合同研修会開催に向けた4区正副会長による打ち合わせ会を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各区地域協議会の協議状況の確認 ▶ 合同研修会のテーマ・講師について協議 ・R1.6.29牧区の割烹新柳を会場に、第2回4区（牧区、中郷区、板倉区、清里区）地域協議会委員合同研修会を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ テーマ：中山間地域の振興について ▶ 講師：上南地区地域づくり協議会（糸魚川市） 会長 伊藤 幸雄 様 ▶ 演題：「資源と人材を活かした地域づくり」 ▶ 質疑応答
協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉区→牧区→中郷区→清里区の順で継続して行うこととなった。 ・4区（牧区、中郷区、板倉区、清里区）の地域協議会委員が交流をすることで情報交換が図られ、親睦を深めることができた。

地域協議会活動報告（総括）

担当委員	全委員
協議内容	板倉区地域協議会委員視察研修
協議結果	<p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日 時 平成 28 年 10 月 27 日 ・ 視察テーマ 「都会からの移住促進について」 ・ 視察先 十日町市（ギルドハウス十日町、ゲストハウスハチャネ） ・ 研修概要 ギルドハウス十日町及びゲストハウスハチャネについて視察し、今後の自主的審議に役立てる。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日 時 平成 29 年 10 月 20 日 ・ 視察テーマ 「新クリーンセンター及び板倉区関連施設の確認」 ・ 視察先 上越市クリーンセンター、板倉区関連施設等（上江用水路、鴨井家） ・ 研修概要 平成 29 年から稼働した新クリーンセンターと板倉区の新たな観光資源である、「世界かんがい施設遺産（上江用水路）」及び「国登録有形文化財 鴨井家」を確認する。 <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日 時 平成 30 年 10 月 18 日 ・ 視察テーマ 「災害復興とまちづくり」 ・ 視察先 糸魚川市（現地（糸魚川駅前）確認、糸魚川復興まちづくり情報センター） ・ 研修概要 平成 28 年 12 月に発生した糸魚川市駅北大火による被災からの復興状況や復興によるまちづくりの状況を確認し、今後の板倉区の自主的審議や地域協議会委員の見識の向上に役立てる。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日 時 令和元年 11 月 14 日 ・ 視察テーマ 「廃校の活用について」 ・ 視察先 三条市（三条市ものづくり学校） ・ 研修概要 令和 3 年 4 月に板倉区内の針小学校、宮嶋小学校及び山部小学校が統合し、針小学校舎が新たに板倉小学校として設置されることから、民間企業のノウハウを活かしてリノベーション・管理運営委託している三条市の旧小学校を視察し、小学校統合後の校舎の活用方法の参考とする。

地域協議会活動報告（地域振興部会）

担当委員	西田 節夫（座長）、北折 佳司、長藤 豊、増村 眞一
協議内容	廃屋・空き家の増加と有効利用について
協議経過	<p>【平成 27 年度までの地域協議会の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 地区連絡協議会と地域協議会との意見交換 ・ 空き家に関するアンケートを町内会に依頼 ・ 転出後の住宅管理届出書や町内会長への空き家対策のマニュアル作成について協議した。 <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H29. 1. 20 第 1 回部会を開催し、板倉区の空き家利用対応について協議した。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H29. 4. 15 第 1 回部会を開催し、作成した住宅管理届出書を町内会長に周知することを地域協議会に報告することとした。 ・ H29. 4. 25 第 1 回地域協議会で協議し、住宅管理届出書の活用について町内会へ周知することとした。 ・ H29. 4. 28 板倉区町内会長連絡協議会総会に平井会長と西田座長が出席し、空き家の適正管理と住宅管理届出書の活用について依頼した。 ・ H29. 7. 20 第 2 回部会を開催し、廃屋・空き家の増加と有効利用については、一定の方向性ができたので、地域振興部会としては、審議を終了することとした。 ・ H29. 7. 24 第 5 回地域協議会において、廃屋・空き家の増加と有効利用について、審議を終了とすることを報告した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R1. 11. 19 の板倉区町内会長連絡協議会臨時総会において、空き家の適正管理と住宅管理届出書の活用について再度依頼した。 ・ R2. 1. 14 第 1 回部会を開催し、地域協議会活動報告会での報告内容について協議した。
協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の有効活用については、「廃屋・空き家が中山間地のみならず平地でも見られるようになり、事故等が懸念されるので、これらを有効活用する方法や管理の方法など改善策」として、「転出後の住宅管理届出書」を作成した。 ・ 市で空き家管理条例が制定され、空き家バンクの制度ができたことから、市の取組・制度を説明し、地域協議会で作成した住宅管理届を町内会に提案した。

町内会から空き家所有者へのお願い文書（例）

年 月 日

空き家所有者 様
(管理者)

町内会長

転出後の住宅管理届出書の提出について（お願い）

平素町内会の運営につきましては御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、住宅の居住者の死亡や転居、相続人が居住しないことなど、年々空き家が増加しております。

空き家については、老朽化により危険度は増し、台風や大雪、また平時においても屋根等の飛散、家屋の倒壊などにより周辺に危害を及ぼすことがあることから、町内会として情報を把握したいので、転出や管理者の方から、下記の内容について報告いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 報告様式 別紙「転出後の住宅管理届出書」のとおり
- 2 報告方法 別紙「転出後の住宅管理届出書」に記入の上、郵送若しくはFAX等で町内会長まで報告願います。

報告・問合せ先
町内会長
住所
TEL -
FAX -

地域協議会活動報告（健康福祉部会）

担当委員	徳永 妙子（座長）、新井 清三、上野 きみえ、平井 達夫
協議内容	交通弱者・買い物弱者への対応について
協議経過	<p>【平成 27 年度までの地域協議会の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デマンドバスが、ほとんど利用されていないため、民間の活力を利用した方法を検討した。 ・高齢者が針商店街等を利用しやすくするため、板倉区内の路線バス経路の検討を行い、関係機関に経路変更を要望した。 ・上越妙高駅への路線バス乗り入れを関係機関に要望した。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29. 7. 6 第1回部会を開催し、H29. 4月のバス路線変更によって一定の解決はできたことから、健康福祉部会としては、審議を終了することとした。 ・H29. 7. 24 第 5 回地域協議会において、交通弱者・買い物弱者への対応について、審議を終了とすることを報告した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2. 1. 20 第 1 回部会を開催し、地域協議会活動報告会での報告内容について協議した。
協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 4 月 1 日から板倉区内路線バスのうち、上関田線、山寺薬師線、菰立線を針商店街へ経由する路線へ変更した。 ・島田線の変更による利便性の向上や上越妙高駅への路線バス乗り入れについて、平成 29 年度に市が乗降調査による聞き取り調査を実施した。 ・次期総合公共交通計画（令和 3 年度～）で上越妙高駅への乗り入れについて実証実験を行うこととしている。

地域協議会活動報告（健康福祉部会）

担当委員	徳永 妙子（座長）、新井 清三、上野 きみえ、平井 達夫
協議内容	要援護者の支援体制について
協議経過	<p>【平成 27 年度までの地域協議会の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の高齢者の安全確保や近隣で見守るための基礎データとして、板倉区全体のマップの修正案等を検討した。 ・ 要援護者の支援体制図の修正を行うと共に、それが実施されるよう関係機関に要望した。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H29. 7. 6 第 1 回部会を開催し、災害時における避難行動要支援者と福祉避難所避難対象者について、市が個別避難計画を策定したことから、健康福祉部会としては、審議を終了することとした。 ・ H29. 7. 24 第 5 回地域協議会において、要援護者の支援体制について、審議を終了とすることを報告した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R2. 1. 20 第 1 回部会を開催し、地域協議会活動報告会での報告内容について協議した。
協議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における避難行動要支援者と福祉避難所避難対象者について、市と民生委員や各町内会が協力し、個別避難計画を策定した。

地域協議会活動報告（産業建設部会）

<p>担当委員</p>	<p>古海 誠一（座長）、小林 良一、島田 信繁、島田 正美、 福崎 幸一、古川 政繁</p>
<p>協議内容</p>	<p>板倉区観光振興の明確な方向付けについて</p>
<p>協議経過</p>	<p>【平成 27 年度までの地域協議会の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板倉区の観光の中核となる組織の役割の明確化を検討した。 ・板倉区の観光の推進役としての「ふしんの里観光公社」の体制整備について市として強力な指導力を発揮してもらうよう働きかけをする。 ・「光ヶ原・関田峠」間 1.5 車線化の実現に向け、関係者と検討する。 <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28. 8. 22 第 1 回部会を開催し、上越市第五次観光振興計画における板倉区の位置付け、平成 26 年度にまとめられた「板倉観光の方向性について案」の進捗と問題点、県道上越飯山線の拡幅について協議した。 ・H28. 9. 26 第 2 回部会を開催し、板倉区の観光の方向性について協議した。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29. 6. 7 第 1 回部会を開催し、光ヶ原高原の関係施設を確認し、対応について協議した。 ・H29. 6. 19 第 2 回部会を開催し、光ヶ原高原の活性化について協議した。 ・H29. 7. 24 第 5 回地域協議会において、板倉区観光振興の明確な方向付けについては、審議を継続していくことを報告した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1. 6. 24 関係者が集まり光ヶ原高原観光振興に関する検討会が開催され、平井会長と古海座長が出席した。 ・R1. 8. 6 第 1 回部会を開催し、光ヶ原高原の観光振興について意見交換した。 ・R1. 8. 26 関係者が集まり光ヶ原高原観光振興に関する検討会が開催され、平井会長と古海座長が出席した。 ・R2. 1. 2 に第 2 回部会を開催し、地域協議会活動報告会での報告内容について協議した。 ・R2. 1. 30 関係者が集まり光ヶ原高原観光振興に関する検討会が開催され、平井会長と古海座長が出席した。

協議結果	<ul style="list-style-type: none">・県道上越飯山線の拡幅に向け、地元関係者が実行委員会を組織し、光ヶ原高原夏まつりや婚活イベントを実施した。・光ヶ原高原観光振興に関する検討会が主体となって、地域協議会の「地域を元気にするための提案事業」の実施に向けた検討が行われている。・光ヶ原高原の観光振興について、来年度以降も引き続き検討会（光ヶ原高原観光振興委員会に改編予定）に出席、部会で協議してもらいたい。
-------------	---

地域協議会活動報告（産業建設部会）

<p>担当委員</p>	<p>古海 誠一（座長）、小林 良一、島田 信繁、島田 正美、 福崎 幸一、古川 政繁</p>
<p>協議内容</p>	<p>中山間地の耕作放棄地対策</p>
<p>協議経過</p>	<p>【平成 27 年度までの地域協議会の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎、高齢化以外の要件について、課題の整理を行ったが、課題として整理するまでに至らなかった。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H29. 7. 24 第 5 回地域協議会において、市でも対応してはいるが、法や制度の壁があり、別の次元での議論が必要であることから、中山間地の耕作放棄地対策について審議を終了とすることを報告した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R2. 1. 21 第 2 回部会を開催し、地域協議会活動報告会での報告内容について協議した。
<p>協議結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市として、上越市耕作放棄地対策協議会は、荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者等が行う「再生作業」「土壌改良」「施設の整備」等の取組を支援しているが、法や制度の壁があり、別の次元での議論が必要であるため、審議を終了とする。

地域協議会活動報告（地域活動支援事業審査基準検討部会）

担当委員	上野きみえ（座長）、長藤 豊、小林 良一、平井 達夫、新井 清三
協議内容	地域活動支援事業の審査基準について
協議経過	<p>【平成 28 年度】 H28. 12. 22 第 1 回部会 H29. 1. 17 第 2 回部会 ○平成 29 年度採択基準等の主な見直し事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他考慮すべき事項について、「イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とし、補助対象としない。」を追加した。 <p>【平成 29 年度】 H29. 12. 14 第 1 回部会 H30. 1. 18 第 2 回部会 ○平成 30 年度採択基準等の主な見直し事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先して採択すべき事業を情報発信、歴史・文化の伝承、新たな価値を作り出すもの、複数の団体や世代間の交流の 4 つとし、事業内容を明確にした。 ・補助対象としない事業に、「申請団体のみの交流促進に留まる事業」を追加した。 ・優先して採択すべき事業をイメージしやすいよう、実際に板倉区で採択された事業を具体例として追加した。 ・その他考慮すべき事項に、複数年度に基づく事業、備品の取り扱い、工事の取扱いを追加した。 ・規模の小さな団体が行う事業にも補助を拡大するため、補助金額の上限及び下限について、下限を 10 万円から 5 万に変更した。 ・審査方法を見直し、優先的に採択すべき事業、その他の事業、採択すべきでない事業の判断を行ったうえで、優先して採択すべき事業、またはその他事業とした場合、1 委員各項目 5 点、合計 25 点満点で採点することとした。 ・委員全員の採点結果を集計した段階で、各項目の平均点を出し、その合計が 10 点以下の場合は採択すべきでない事業とした。 ・審査は、優先して採択すべき事業の採点結果の高い順から行い、配分額に残額がある場合、その他の事業の採点結果の高い順から審査することとした。それでも残額がある場合は、必要に応じて追加募集を行うこととした。

<p>協議経過</p>	<p>【平成 30 年度】 H30. 7. 9 地域活動支援事業の目的・効果に照らした検証・検討等について協議した。 H30. 12. 19 第 1 回部会 H31. 1. 17 第 2 回部会 ○平成 31 年度（令和元年度）採択基準等の主な見直し事項 ・優先して採択すべき事業に、「地域課題を解消する事業」を追加した。 ・補助対象としない経費に「ユニフォームなど特定の個人が継続して使用する備品」を追加した。 ・事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱いについて、団体と深い関わりがある委員は、審査を控えることとした。 ・1 次募集事業の審査終了後、配分額に 5 万円以上の残額がある場合に 1 回のみ追加募集を行うこととした。</p> <p>【令和元年度】 R1. 8. 20 地域活動支援事業の目的・効果に照らした検証・検討等について協議した。 R1. 12. 6 第 1 回部会 ○令和 2 年度採択基準等の主な見直し事項 ・公益性の点数配分を 10 点とした。 R2. 1. 23 第 2 回部会 ・地域協議会活動報告会での報告内容について協議した。</p>
<p>協議結果</p>	<p>【平成 28 年度】※板倉区配分額 6, 400 千円 ・提案数・・・11 件（事業費 15, 513 千円、補助希望額 9, 156 千円） ・採択数・・・11 件（採択額 6, 400 千円、補助額(実績)6, 400 千円)</p> <p>【平成 29 年度】※板倉区配分額 6, 400 千円 ・提案数・・・13 件（事業費 9, 947 千円、補助希望額 7, 651 千円） ・採択数・・・13 件（採択額 6, 400 千円、補助額(実績)6, 400 千円)</p> <p>【平成 30 年度】※板倉区配分額 6, 400 千円 ・提案数・・・13 件（事業費 7, 233 千円、補助希望額 6, 940 千円） ・採択数・・・11 件（採択額 6, 227 千円、補助額(実績)6, 227 千円)</p> <p>【平成 30 年度追加募集】※追加募集額 173 千円 ・提案数・・・1 件（事業費 179 千円、補助希望額 173 千円） ・採択数・・・1 件（採択額 173 千円、補助額(実績)173 千円)</p> <p>【令和元年度】※板倉区配分額 6, 400 千円 ・提案数・・・9 件（事業費 3, 942 千円、補助希望額 3, 876 千円） ・採択数・・・9 件（採択額 3, 767 千円、補助額(見込)3, 767 千円)</p> <p>【令和元年度追加募集】※追加募集額 2, 633 千円 ・提案数・・・6 件（事業費 3, 684 千円、補助希望額 3, 577 千円） ・採択数・・・5 件（採択額 2, 633 千円、補助額(見込)2, 633 千円)</p>

令和2年度 募集要項

板倉区版

地域活動支援事業

地域課題の解決を図り、地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自主的に行う地域活動に対し、市が補助金を交付します。私たちの地域をもっと元気にするために、この事業を活用して「まちづくり活動」に取り組んでみませんか。

募集期間

4月1日（水）から5月8日（金）まで（必着）

板倉区の配分額・補助金額

板倉区の配分額 640万円
補助金額 5～100万円

経費5万円以上の事業が対象です！



- ・補助率 補助対象経費に対し、10/10以内
- ・対象とする経費 事業の目的を達成するために、直接必要な経費

《ポイント！》

- ・単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができません。
- ・補助金の額は千円単位（千円未満の端数は切り捨て）とします。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、提案された事業が不採択となる場合や補助金額が希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

板倉区の採択方針

《優先して採択すべき事業》

板倉区の持つ資源と交通上の立地の優位性をいかし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とします。

① 板倉区の魅力を発信する事業

キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業

- （例）・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業
- ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業

② 板倉区の歴史・文化を伝承する事業

板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業

- （例）・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業
- ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業



③ 板倉区の新たな価値を創り出す事業

板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業

- (例)・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業
- ・区内にある貴重な資源（自然・物）をいかし、体験やイベントを行う事業
 - ・観光振興のため研究会を開催する事業

④ 地域や世代をつなぐ事業

複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業

- (例)・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業
- ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業

⑤ 地域課題を解消する事業

地域の課題を把握し、住民の不安や悩みを取り除く事業

- (例)・高齢者の孤立を防ぎ、買い物を楽しみを提供するために買い物ツアーを行う事業

《その他の事業》

優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とします。

《補助対象としない事業》

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
(事業計画の策定や推進のための会議等)
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業
- ⑦ 防犯灯のLED整備事業
- ⑧ 申請団体のみの交流促進に留まる事業

応募をお考えの方は、
まずはお気軽にご相談ください！



《補助対象としない経費》

- ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
- ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
- ④ 会議の時のお茶代・菓子代
- ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
- ⑥ イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等の飲食に要する経費（受益者負担とします。）
- ⑦ ユニフォームなど、特定の個人が継続して使用する備品類の購入に要する経費
- ⑧ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

事業を提案できる方

5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体

※政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除きます。

審査

板倉区の採択方針に基づき、書類審査・現地確認・提案団体へのヒアリング・地域協議会での協議を行い、採択すべき事業と採択額を決定します。

《審査項目》

項目	内容	審査の方法
採 択 方 針	提案事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のいずれに該当するかを審査する。	該当項目を選択
共通審査基準	提案事業が「審査項目の基準を満たしているか」を視点に採点する。	5点満点で採点（公益性のみ10点）

※地域協議会委員が「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点はいりません。

《共通審査基準》

審査項目	審 査 の 視 点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 	10点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 地域の実情や住民要望に対応したものか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。 	5点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。 	5点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。 	5点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。 	5点
合 計		30点

《ポイント!》

- ・過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断します。
- ・複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しません。
- ・備品（※）については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断します。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認します。
- （※）備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものを指します。1回限りで使い切るまたは使うにつれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別します。
- ・工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断します。
- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、当該事業の審査から外れます。

採択すべき事業・補助金額の決定

- ・委員全員が採点した各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は「採択すべきでない事業」とします。
- ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から採択すべき事業とします。
- ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定しますが、採択額は補助金希望額とならない場合があります。
- ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定します。
- ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から審査を行います。
- ・1次募集事業の審査終了後、配分額に5万円以上の残額がある場合は1回のみ追加募集を行います。

採択後の注意点

- ・提案事業の採択後、経費の配分や事業の内容に変更が生じそうになった場合、軽微な変更であっても、必ず事前に板倉区総合事務所に相談してください。相談がないまま経費の配分や事業の内容を変更された場合、補助金を返還していただくことがあります。
- ・提案事業や採択事業は、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。また、実施事業について、事例集の作成や活動報告会を行う予定です。
- ・地域活動支援事業の検証のため、採択年度以降に地域協議会委員による事業実施団体の活動状況調査を行う場合があります。

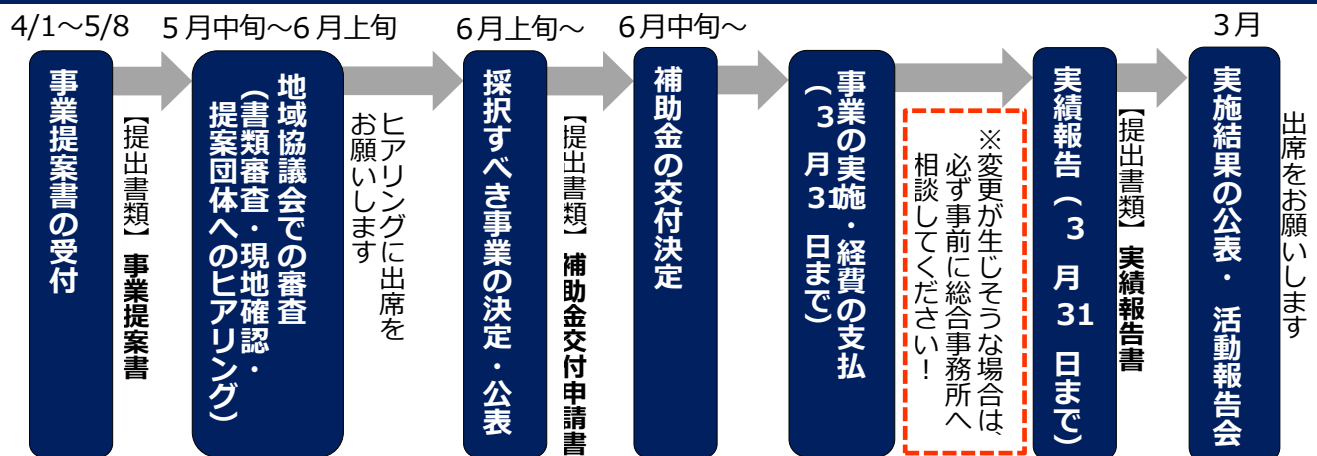
応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、函面など）と合わせ、板倉区総合事務所に持参してください。

《ポイント!》

- ・事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ&Aは、板倉区総合事務所の窓口で配布します。また、市のホームページから電子データの様式をダウンロードすることができます。
- ・申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、板倉区総合事務所へ事前に相談してください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）

事業実施の流れ



相談先および書類提出先

板倉区総合事務所 総務・地域振興グループ ☎ 0255-78-2141

令和2年度板倉区地域活動支援事業採択方針等

1. 審査項目

《ア 板倉区の採択方針》

提案事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のいずれに該当するかを審査する。

審査の方法：該当項目に○印

○優先して採択すべき事業

板倉区の持つ資源と交通上の立地の優位性をいかし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。

①板倉区の魅力を発信する事業

キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業

- (例)・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業
- ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業

②板倉区の歴史・文化を伝承する事業

板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業

- (例)・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業
- ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業

③板倉区の新たな価値を創り出す事業

板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業

- (例)・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業
- ・区内にある貴重な資源（自然・物）をいかし、体験やイベントを行う事業
- ・観光振興のため研究会を開催する事業

④地域や世代をつなぐ事業

複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業

- (例)・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業
- ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業

⑤地域課題を解消する事業

地域の課題を把握し、住民の不安や悩みを取り除く事業

- (例)・高齢者に買い物の楽しさを提供し、高齢者が社会から孤立することを防ぎ、いきいきとした生活を送るために買い物ツアーを行う事業

○その他の事業

優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。

○補助対象としない事業

- ・防犯灯のLED整備事業
- ・申請団体のみの交流促進に留まる事業

○補助対象としない経費

- ・イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とする。
- ・ユニフォームなど、特定の個人が継続して使用する備品類。

《イ 共通審査基準》

提案事業が「審査項目の基準を満たしているか」を視点を採点する。(審査項目は、全28地域自治区(全市)で共通)

審査の方法：5点満点で採点 ※公益性のみ10点満点

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none">・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。・全市的な方向性と合致しているか。・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。	10点
②必要性	<ul style="list-style-type: none">・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。・地域の実情や住民要望に対応したものか。・緊急性の高い提案事業であるか。・ほかの方法で代替できないものであるか。・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	5点
③実現性	<ul style="list-style-type: none">・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。・資金調達の規模や時期に無理はないか。	5点
④参加性	<ul style="list-style-type: none">・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	5点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none">・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	5点
合計		30点

《配点の目安》

審査項目	配点	配点の目安
① 公益性	10点	10点 } 優れている 9点 } 8点 } やや優れている 7点 } 6点 } 普通 5点 } 4点 } やや劣っている 3点 } 2点 } 劣っている 1点 }
② 必要性	5点	5点…優れている 4点…やや優れている 3点…普通 2点…やや劣っている 1点…劣っている
③ 実現性	5点	
④ 参加性	5点	
⑤ 発展性	5点	

※「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点は行わない。

《その他考慮すべき事項》

- ① 過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について、十分確認・審査し、採択の可否を判断する。
- ② 複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しない。
- ③ 備品（※）については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。
 (※) 備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。1回限りで使い切るまたは使うにつれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。
- ④ 工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。

2. 審査に関する事項

(1) 補助率

- ・補助対象経費に対し、10/10以内とする。

(2) 補助金額の上限及び下限

- ・補助金額の下限は5万円以上、上限は100万円とする。
- ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。

(3) 事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱い

- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、当該事業の審査から外れる。

3. 審査方法

(1) 事務局による事業説明

- ・提案事業一覧及び提案書
- ・現地確認

(2) 提案者へのヒアリング

- ・提案団体からプレゼンテーション（事業説明）をしてもらい、提案者（団体）へヒアリングを行う。

(3) 採点票の記入

- ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。
- ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに○印を記入する。
- ・共通審査基準については、公益性に10点、その他審査項目に5点を配点し、1事業当たり30点満点とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。
- ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。
- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、提案事業の審査はできない。

(4) 採点票の回収、採点結果一覧の作成

- ・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点と、その合計の算出等を行う。
- ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請事業を並べ替えた一覧を作成する。

(5) 採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議

①板倉区の採択方針との整合の審査

- ・「優先して採択すべき事業」「その他の事業」「採択すべきでない事業」の判断は委員の過半数により決定する。
- ・「優先して採択すべき事業」「その他の事業」「採択すべきでない事業」のいずれか2つの事業が半数以上で、同数だった場合は、1.「優先して採択すべき事業」、2.「その他の事業」、3.「採択すべきでない事業」の順とする。
- ・どの項目も半数に達さなかった場合、「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」の合計が過半数に達する場合は「その他事業」とする。

②共通審査項目の最低基準の設定

- ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。

(6) 採択すべき事業の選定及び助成金額の確認

- ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から審査を行う。
- ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するため、採択額は補助金希望額とならない場合がある。
- ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定する。
- ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から審査を行う。
- ・残額が生じた場合は、必要に応じて追加募集を行う。
- ・審査は得点が上位の事業から行うため、得点が下位の事業は「優先して採択すべき事業」であっても、配分額の残額により、採択額は補助希望金額とならない場合がある。

(7) 事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ

- ・「採択すべき事業」については、事業実施者に対し、事業の執行上配慮すべき点の取りまとめを行う。
- ・「採択すべきでない事業」については、事業提案者に対し、不採択理由等の取りまとめを行う。

4. スケジュール

- ① 地域活動支援事業活動報告会の開催（採択基準の説明含む）：2月24日
- ② 事前相談の受付：3/1～
- ③ 地域活動支援事業採択基準説明会の開催：3月下旬
- ④ 募集要項等の配布開始：3/30～
- ⑤ 提案の募集期間：4/1～5/8
- ⑥ 地域協議会での審査：5月中旬～6月上旬
 - 提案事業一覧表・提案書の写しの配付 5月中旬
 - 現地確認及び提案者へのヒアリング 5月下旬
 - 採点票の提出 5月下旬
 - 採択事業等の審査 6月上旬
- ⑦ 採択事業の決定・公表 6月上旬～
- ⑧ 補助金の交付決定・事業の実施 6月中旬～
- ⑨ 追加募集の実施
1次募集事業の審査終了後、配分額に5万円以上の残額がある場合は1回のみ追加募集を行う。
- ⑩ その他
必要に応じ、地域活動支援事業の検証のため、採択年度以降に地域協議会委員による事業実施団体の活動状況調査を行う場合がある。

令和 2 年度地域活動支援事業の日程調整について

内 容	日程案	
	月日	時間
地域活動支援事業：募集開始	4月 1日（月）	-
地域活動支援事業：募集締め切り	5月 8日（金）	-
提案受付一覧、提案書の写し、採点表の配布	5月 14日（木）	-
第 1 回地域協議会（地域活動支援事業の日程調整）	5月 14日（木）	18:00～
※地域活動支援事業の現地確認や審査方法に関する質問は個別に行う		
団体に対する質問票の提出	5月 21日（木）	-
正副会長との打ち合わせ	5月 22日（金）	
団体へ質問票の送付	5月 25日（月）	-
質問に対する回答書の提出	6月 1日（月）	-
回答一覧、担当課の所見の送付	6月 3日（水）	-
採点表の提出	6月 8日（月）	-
第 2 回地域協議会（採択すべき事業等の審査）	6月 11日（木）	18:00～
採択事業の公表	6月中旬	-
補助金の交付決定・事業の実施		
実績報告・補助金の確定		
活動報告会	令和 3 年 2 月	

※【参考】令和元年度の審査日程

- ・募集期間：4/1～5/7
- ・第 1 回地域協議会（日程調整）：4/18
- ・提案受付一覧、提案書の写し、採点表の配布：5/10
- ・勉強会（現地確認）、第 2 回地域協議会（ヒアリング）：5/21
- ・採点表の提出：5/27
- ・第 3 回地域協議会（審査）：5/30
- ・採択事業の公表：6/7

提案のあった事業の一覧

No.	事業の名称	団体等の名称	「優先」して採択すべき事業の該当項目	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要	過去の提案状況
				事業費	補助希望額		
1	宮嶋小学校閉校に伴う記念碑等整備事業	宮島地区連絡協議会	④⑤	1,460	1,000	宮嶋小学校が今年度で閉校となるため、記念碑を整備して小学校への思いや歴史を後世に継承する。また、小学校の総合的な学習の時間において、歴史や沿革を学習する。あわせて、昨年度に引き続き地域魅力アップ事業を実施する。	R1
2	和太鼓による地域活性化事業	板倉和太鼓クラブ	①② ③④⑤	223	222	和太鼓をとおして、郷土愛の醸成や地域づくりに寄与するため、新規入団員の募集とイベントへの出演依頼の周知を行う。出演依頼に対しては積極的に参加していく。あわせて、劣化の激しい衣装の更新と、不足が見込まれる子供用衣装を追加購入し、衣装箱も長期保管に耐えうるものを新たに購入する。	H25.27
3	塚之宮八幡宮保全周知事業	針塚之宮八幡宮奉賛会	②④	884	883	現在、例大祭で使用している神楽舞台及びのぼり旗の劣化が著しいことから新調する。このことについて、区内町内会へのちらしの配布と沿道へののぼり旗の設置により周知し、地域への愛着心の醸成や地域づくりに寄与する。	R1
4	ジュニアスポーツクラブ(バレーボール)活性化事業	グリーンファイターズ グリーンエンジェルス	④	256	250	継続した部員確保のために、ポスターとチラシを作成し広報活動を行う。また、一新される公式球を新規購入し、その他劣化した備品を更新することで活動の継続を図り、地域の活性化を目指す。	H27～H29
5	芝桜とこいのぼり・春の競演事業	みどりやすらぎグループ	①③④	785	784	あしんの里やすらぎ荘周辺にこいのぼりを掲げ、観光スポットとしての確立を目指す。そのためポールとこいのぼりを追加購入し、上越地方最多となる約80匹のこいのぼりが大空に泳ぐ姿が見られるように整備する。	H27～R1
6	“ふるさと・いたくらの魅力”映像制作発信事業	板倉映像記録会	①②③	1,003	1,000	板倉区の自然・歴史・文化などの風土を映像化し、魅力や誇りを再認識するきっかけとする。また、YouTubeなどのインターネットを通じて配信することにより、区内外に広く板倉区の魅力を伝え、板倉区の認知度向上とファンづくりを図る。	新規
7	上筒方集落絆の継承事業	上筒方親睦会	④	411	345	平成28年に建立した上筒方集落記念碑付近に130本のツツジを集落出身者及びその家族の共同作業により植栽する。共同作業により、世代間交流を深めることができ、また、ツツジは板倉町の花であったこともあり、集落になじみ深いものである。毎年多くの世代が集まり集落の恵みを味わいながら交流を行うことを目指す。	H28
8	針小学校閉校記念 学校・地域の魅力を発信する事業	針小学校後援会	①④	462	462	針小学校が宮嶋小学校、山部小学校と統合し板倉小学校として新たにスタートすることから、針小学校の閉校を記念して、針小学校の校地校舎、児童の教育活動、校区の魅力を映像記録として編集し、記念式典で上映会を行ったのち、校区内住民等に配布する。学校や地域を愛する心を育み、地域や世代間交流を図る。	新規
9	県道上越飯山線改良促進に向けた光ヶ原高原の活用支援事業	光ヶ原夏まつり実行委員会	①③	715	710	平成29年より光ヶ原高原において夏祭りを実施し、光ヶ原高原のPRをしてきたが、本活動を通年持続させていく視点から、光ヶ原高原の四季の魅力やビューポイントを撮影し記録する。記録したDVDやBDを関係機関等配布し、また、あしんの里記念館HPへの掲載等により幅広い人に映像を観てもらうことで、情報発信力の強化と観光事業への寄与を図る。	H29～R1
10	光ヶ原高原再活用事業	光ヶ原高原ファン倶楽部	①③	710	709	過疎化の進む板倉区の地域振興策として、自然景観溢れる光ヶ原高原を再整備し、広域観光の推進と誘客環境を向上させ、光ヶ原高原の魅力アップを図る。そのために、草刈り等周辺整備を得行ったうえで、映画ロケ地としての案内看板とみずばしょうの森への案内看板を設置する。	新規
11	山部小学校閉校に伴う記念碑建立及び記念誌刊行事業	山部地区連絡協議会	②④⑤	1,250	1,000	山部小学校が板倉小学校への統合に伴い、閉校となるため、閉校記念碑の建立と閉校記念誌の刊行を行う。地域住民などによる閉校記念碑の除幕式を行うとともに、思い出やこれからの語り合う「思い出を語る会」を開催し、また、在校生は閉校記念誌を基に総合的な学習の時間において歴史や沿革を学習することで地域づくりの一助、そして子供たちの情操教育に寄与する。	H24～R1
12	板倉の有り様を面白く紹介する「板倉今昔説話集」発行事業	いたくら文化研究会	①②	451	430	板倉の不思議や魅力ある話を拾い上げ、面白く読んでもらいながら、地域の人には郷土愛を深め、他地域に住む人には板倉への興味を持ってもらう媒体として説話集を制作する。完成した冊子は区内学校施設や市内各施設で自由に持って帰ることができるように設置し、また県外の人へはJネット会員等を通じて東京方面へも送付する。	R1
13	健康ウォークで体力づくり及び山寺三千坊の観光開発に係る事業	丈ヶ山ファンクラブ	①② ③④	593	550	丈ヶ山の登山道をより多くの方が登ることができる環境に整えるため、飛石階段を設置する。あわせて土階段の表層処理を行い除草効果と安定性、耐久性の高い階段に整備するとともに、これまでなかった案内標柱を設置する。自主事業として、登山ツアーや登山道の管理整備は1年をとおして構成員主体で行い、だれもが安心して登山できるよう取り組む。	R1
板倉区地域活動支援事業予算額 6,400千円		合計		9,203	8,345	13	

差額 △ 1,945

令和2年度 板倉区地域活動支援事業 質問票

委員名：

事業名	
質問内容	

自主的審議事項の引継ぎについて

項目	検討課題	現状	引継事項
板倉区観光振興の明確な方向付けについて	<ul style="list-style-type: none"> 板倉区の観光の中核となる組織の役割の明確化を検討する。 「光ヶ原・関田峠」間 1.5 車線化の実現に向け、関係者と検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県道上越飯山線の「光ヶ原・関田峠」間 1.5 車線化の実現に向け、地元関係者が実行委員会を組織し、地域活動支援事業を活用しながら光ヶ原高原夏まつりや婚活イベントを実施している。 光ヶ原高原観光振興に関する検討会（ゑしんの里観光公社、まちづくり振興会、地元町内会、総合事務所、地域協議会）が主体となって、地域協議会の「地域を元気にするための提案事業」の実施に向けた検討をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 光ヶ原高原の観光振興について、来年度以降も引き続き検討会（光ヶ原高原ファン倶楽部に改編予定）に出席し、部会で対応を協議していく。 「地域を元気にするための提案事業」の実施について検討する。
板倉小学校設置推進協議会について	<ul style="list-style-type: none"> 板倉区地域協議会が平成 30 年 3 月 28 日に提出した「板倉区の小学校の在り方について」の意見書を受け、令和元年 11 月 8 日に板倉小学校設置推進協議会が設置され、令和 3 年 4 月の板倉小学校の開校に向けて、新しい学校づくりに必要な協議・調整が行われている。 <p>※意見書概要：豊原小学校は現状のままとし、複式学級の解消のため、針小学校、宮嶋小学校、山部小学校の 3 校を早期に統合する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会からの意見書を受け、令和元年 8 月 1 日に地域協議会に対し、「板倉区の小学校の統合について」諮問があった。 令和元年 8 月 21 日の地域協議会において諮問内容を協議し、全会一致で地域に及ぼす影響はないものとして答申し、令和元年 11 月 8 日に板倉小学校の新しい学校づくりに必要な協議・調整を行う、板倉小学校設置推進協議会が設置された。 板倉小学校設置推進協議会に地域協議会長がオブザーバーとして参加することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで、小学校の在り方については、地域協議会が地域の意見を伺いながら方向性を示してきたことから、引き続き板倉小学校設置推進協議会に参加し、板倉小学校の開校に協力する。
県立有恒高等学校について	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県教育委員会が募集学級数の見直しを行い、2020 年度には有恒高校が 2 学級から 1 学級になる見込みであることを発表したことから、平成 29 年 1 月 12 日及び平成 31 年 1 月 31 日に「有恒高等学校の在り方を考える会」から、地域協議会で自主的審議事項として審議してほしいと要望があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 6 月 28 日の第 4 回板倉区地域協議会で自主的審議事項とするか協議した。 →有恒高校に関する資料を用意し、勉強会で対応を協議することとした。 平成 31 年 3 月 25 日の勉強会で対応を協議した。 →有恒高校の関係者と意見交換したうえで、対応を協議することとした。 令和元年 5 月 7 日の勉強会で有恒高校の在り方を考える会から話を聞き対応を協議した。 →地域協議会が単独で検討するのではなく、関係者による議論が進んだ段階で地域協議会も仲間に入り、一緒に検討していくこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会が先行して協議を進めるのではなく、地域や関係者と共に検討することとし、有恒高校の在り方を考える会による議論が進んだ段階で地域協議会も仲間に入り、一緒に検討する。

令和2年度 板倉区における主な事業

資料9

事業名・事業内容		所管課	事業費
1 地域活動支援事業			
総務・地振	<p>地域の課題解決や活力向上を図るため、地域活動資金を28の地域自治体に配分し、地域住民の自発的・主体的な取組を推進する。</p> <p>・令和2年度 板倉区配分額 6,400千円</p>	自治・地域振興課	6,400
2 板倉区地域振興事業			
総務・地振	<p>地域振興に資する個性豊かな事業の実施を支援し、地域の活性化を図る。</p> <p>・板倉ふれあいまつり補助金 ・宮古島市交流事業補助金 ・群馬県板倉町友好交流旅費等</p>	自治・地域振興課	3,057
3 中山間地域振興事業			
総務・地振	<p>中山間地域における集落の暮らしを守り、さらには集落の活力の維持・向上に向け、集落づくり推進員や地域おこし協力隊を配置し、集落の実情に応じた支援を行う。</p> <p>・集落づくり推進員（板倉区1人 15集落） ・地域おこし協力隊（板倉区2人 寺野、筒方地区）</p>	自治・地域振興課	—
4 防災行政無線整備事業			
総務・地振	<p>板倉区の防災行政無線は、既に耐用年数の15年を迎えていることから、機器を更新するとともに市内全域のシステムとの一元化を図る。</p> <p>・屋外拡声支局及び戸別受信機の設置工事 一式</p>	危機管理課	—
5 中山間地域等活性化対策事業（中山間地域等直接支払交付金）			
産業	<p>農業生産条件が不利な状況にある中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地保全と担い手育成を推進することにより中山間地域農業の振興を図る。</p> <p>・中山間地域直接支払第5期対策の1年目 ・板倉区 協定組織：16組織（18集落） 協定面積：231.7ha</p>	農政課	51,296
6 多面的機能支払交付金事業			
産業	<p>地域共同による農地・農業用施設の保全管理や農村環境の向上に向けた取組みを支援するとともに、農業用施設の長寿命化を図るための活動を支援する。</p> <p>・板倉区対象面積：750.0ha（農地維持）</p>	農林水産整備課	57,030
7 県営経営体育成基盤整備事業（板倉区高野地区）			
産業	<p>農業の生産性向上と構造改善を目的として、農地の大区画化及び農業用施設等を整備するとともに安定した経営体（担い手）を育成するため、県が事業主体となり実施する土地改良事業に対し、市が事業費の一部を負担する。</p> <p>・受益面積 80.9ha</p>	農林水産整備課	23,700

8 光ヶ原高原観光総合施設管理運営費			
産業	<p>光ヶ原高原に広がるブナ林や自然景観を活かし、市内外からの交流人口の拡大を図るため、光ヶ原高原の各施設を適切に維持管理・運営する。</p> <p>・光ヶ原高原観光総合施設管理経費ほか 一式</p>	観光振興課	9,228
9 指定管理施設の管理経費			
産業	<p>安全で快適に観光施設が利用できるよう、指定管理者制度により施設を管理・運営するとともに、施設の安全を確保するため、建築物の定期検査や修繕等を行う。</p> <p>・指定管理施設(板倉保養センター、ゑしんの里記念館)の指定管理委託料 一式</p> <p>・修繕費用等 一式</p>	観光振興課	24,182
10 橋梁維持費			
	<p>老朽化が進む橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適切な修繕を図る。</p> <p>・実施設計業務委託 大熊川橋</p> <p>・橋梁修繕工事 7橋</p>	道路課	4,939
11 消融雪施設管理費			
建設	<p>冬期間における安全な道路交通確保を図るため、消融雪整備計画に基づき計画的に消雪パイプの更新を行う。</p> <p>工事概要</p> <p>・市道長嶺田井線(高野地内) 消雪パイプリフレッシュ工事 延長 L=271m</p> <p>・市道山部村中線(山部地内) 消雪パイプリフレッシュ工事 延長 L=145m</p>	道路課 (雪対策室)	24,651
12 板倉区小学校統合事業			
教文	<p>板倉区の針小・宮嶋小・山部小学校を統合し、児童にとって望ましい環境を整備する。</p> <p>・校舎外壁・外構・グラウンド等の改修、スクールバス購入ほか 一式</p>	教育総務課	161,300
13 中学校施設管理費(学校整備工事)			
教文	<p>県道上越飯山線の歩道拡幅工事に伴い、支障となる学校施設の撤去及び設置工事を行う。</p> <p>・板倉中学校 県道上越飯山線歩道拡幅工事に伴う補償工事 一式 (防球ネット・掲揚塔撤去復旧)</p>	教育総務課	10,720
14 中学校大規模改造事業			
教文	<p>経年劣化した施設及び設備の改善を図り、生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る。</p> <p>・板倉中学校 トイレ改修 一式</p>	教育総務課	107,036
15 体育施設整備事業			
教文	<p>市民の健康増進及び競技力の向上を図るため、安全かつ快適なスポーツ環境を整備する。</p> <p>・板倉農業者トレーニングセンター 体育室天井照明改修 一式</p> <p>・板倉農業者トレーニングセンター 体育室床全面塗装 一式</p> <p>・板倉北部スポーツセンター 障害者用トイレ自動ドア改修 一式</p>	スポーツ推進課	5,444